

岩手県告示第 850 号

屋外広告物条例（昭和 46 年岩手県条例第 44 号）第 27 条第 1 項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成 19 年 12 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講習会の日時及び場所

（1）日時 平成 20 年 2 月 14 日及び 15 日（2 日間）

（2）場所 岩手県庁講堂

2 受講手続 受講申請書を平成 20 年 1 月 4 日から平成 20 年 2 月 4 日までに岩手県県土整備部都市計画課に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県県土整備部都市計画課又は最寄りの広域振興局土木部、広域振興局総合支局土木部若しくは広域振興局総合支局土木部の土木センター若しくは地方振興局土木部若しくは土木事務所に問い合わせること。